



I 第98回「全国安全週間」が始まります

準備期間：6月1日～6月30日
本週間：7月1日～7月7日



【スローガン】多様な仲間と 築く安全 未来の職場

会社、現場、工場などで以下の取組みをお願いします。

- (1) 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付
職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定
準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



中災防 HP



花巻監督署
ZERO 災の日

II 令和7年6月から「熱中症対策」が義務化されます

改正労働安全衛生規則（安衛則 612 条の2）により、職場の熱中症対策が、**令和7年6月1日から事業者**に義務付けられます。

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられます。

パンフレットを
ご覧ください



「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の
強化について



初期症状の放置、対応の
遅れが命にかかわる！

死亡や重篤化させないため、適切な対策を実施！

義務
1

「熱中症の自覚症状がある作業中」や
「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」が
その旨を報告するための
「体制整備」「関係作業中への周知」

義務
2

熱中症のおそれがある作業中を発見した場合に、
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 緊急連絡網、緊急搬送先への連絡先・所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、重篤化を防止するために必要な措置の「実施手順の作成」及び「関係作業中への周知」

義務化の対象となるのは、

「WBGT 28 度以上」及び「気温 31 度以上の環境下で連続
1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業※

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合でも熱中症のリスクが高まるため、準じた対応を推奨します。

熱中症対策こちら ➡ [働く人の今すぐ使える熱中症ガイド](#)

見つける

判断する

対処する

厚生労働省 HP
「熱中症関連情報」
をご覧ください ➡



III シリーズ 健康情報 ③『熱中症』の巻

2024 年熱中症死亡事例はこちら

「暑気あたり」とも言われている熱中症ですが、昔の人達は、暑い日でもお茶を飲んだり（今で言う「暑熱順化」の一つですね）、休憩時はしょっぱい物を食べたり（塩分補給）、昼寝をしたり（疲労回復）、という熱中症予防対策を自然にやっていたようです。

熱中症になるパターンとして「若者は朝食を食べない、睡眠時間が短い」「年配者はアルコール」ということが要因の一つになっているようです。職場では、食生活、睡眠時間、アルコール摂取量・時間のチェック、確認を行うことも熱中症予防策になりますね。

熱中症は様子を見ている間に重症化することがあります。熱中症による死亡事例では、初期症状の放置、対応の遅れが原因の最多とされています。過去には、自宅に帰って朝起きたら亡くなっていたという事例も時々発生していますので、熱中症が少しでも疑われる場合は、**応急手当**の後、**躊躇せず救急車を呼び、早めに受診**することで命を守ることができます。

最新の「熱中症診療ガイドライン 2024」では、これまでⅠ度～Ⅲ度としてきた重症群の中に、さらに注意を要する最重症群があり、この最重症群を「Ⅳ度」として同定し、Active Cooling を含めた集学的治療を早急に開始することを提唱されています。併せて、深部体温の測定なしでも重症を予測する基準として「Qi 度」を提唱して、深部体温測定を推奨することとしています。



Ⅳ 小売業のみなさまへ 労働災害防止の取組みをお願いします！

小売業は、製造業、建設業、運送業に次ぐ多発業種で、減少傾向がみられません（花巻監督署からのお知らせ「[労働災害統計](#)」参照）。以下の事項についてご留意の上、積極的な安全衛生対策を推進しましょう！（画像をクリックするとリンク先が開けます。）

- 1 安全管理者、安全衛生推進者（安全推進者）等の選任、活動の活性化**
「安全推進者の配置等に係るガイドライン」
- 2 転倒災害の予防**
（危険マップの作成とリスクアセスメントの実施、転倒予防体操の導入、4S活動、安全教育の実施等）
- 3 商品・荷物等の運び方・作業姿勢に注意（腰痛予防）**
（適切な作業姿勢、腰痛予防チェックリスト、エイジフレンドリーガイドライン）
- 4 脚立の安全な使用**
（脚立の天板上がらない、脚立をまたいで使用しない、作業は複数で）
- 5 手指の切れ、機械の巻き込まれ**
（カッター等の取扱い、食品加工機械の取扱い方法に関する[安全教育](#)、[安全カバー](#)・安全装置の点検・掃除の際は停止等）

[リスクアセスメントの実施支援システム（職場のあんぜんサイト）](#)

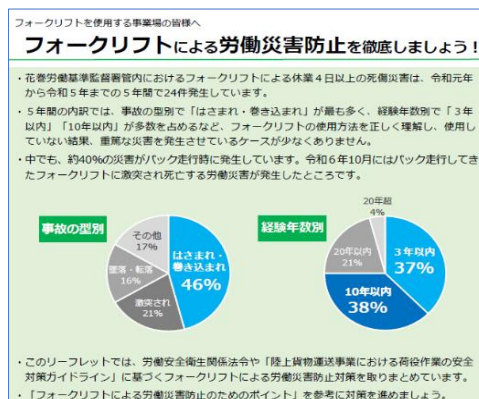
小売業の事業者向け各種資料 厚生労働省 HP

- [労働災害を減少させた好事例の紹介](#)
- [雇入れ時等の安全衛生教育動画（無料）](#)
- [多店舗展開企業（小売業）でのリスクアセスメントマニュアル、「本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメントの導入ポイント（小売業）」](#)
- [小売業のリスクアセスメント導入促進マニュアル](#)
- [小売業における危険の「見える化」](#)
- [小売業災害事例動画（パワーポイント）](#)
- [安全な店舗づくりの進め方～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう](#)
- [小売業における労働災害防止のために～転倒、転落災害および荷による災害を防ぎましょう～](#)
- [商業（卸売・小売業）における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル](#)
- [小売業・飲食店における労働災害防止の進め方](#)

V 製造業のみなさまへ 労働災害防止対策を確実に！

花巻監督署管内で、**製造業**の労働災害は、**全産業で最多**です（花巻監督署からのお知らせ「[労働災害統計](#)」参照）。災害パターンでは「転倒」「動作の反動・無理な動作」「挟まれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」が多く、全体の約7割を占めています。また、フォークリフトの使用において、必要な安全対策が行われていない状況も多く、安全対策の徹底が求められます。以下の事項について、全国安全週間（準備月間）に点検を行い、必要な対策を確実に実施しましょう。

NO	点検項目	点検結果
1	転倒予防対策（4S活動、転倒予防体操、危険マップ作成、リスクアセスメント等）に取り組んでいるか	
2	腰痛予防対策（エイジフレンドリーガイドライン＝高齢労働者の安全と健康確保）に取り組んでいるか	
3	「挟まれ・巻き込まれ防止」「切れ・こすれ防止」のためリスクアセスメントを実施しているか	
4	機械の安全カバーは適切に取り付けているか、外されたり、壊れたままになっていないか	
5	安全装置（リミットスイッチ等）は確実に作動するか	
6	化学物質対策（リスクアセスメント等）を行っているか	
7	フォークリフトの安全対策（用途外使用禁止、作業計画の周知、立入禁止、接触防止、無資格就労防止等）を行っているか	



第14次労働災害防止計画の自主点検にご協力をお願いします（花巻監督署からのお知らせ ➡ [第14次労働災害防止計画](#)）

Ⅵ 労働基準法 よくある相談 ⑪『懲戒処分』

Q 就業規則に規定があるけど、職場内で問題を発生させた労働者を懲戒処分するに至った場合の注意点は？

A **懲戒処分**をする場合、就業規則にその内容等を規定する必要がある（労基法第89条）、労働者への周知も必須です（労基法第106条）。懲戒として一般的には、訓告、けん責、減給、出勤停止、降格、懲戒解雇、諭旨解雇などの定めをしているようですが、全て**就業規則に基づき対応**する必要があります。



これらの処分には、「就業規則該当性（罪刑法定主義）」「不遡及の原則」「一事不再理の原則（二重処分禁止）」「処分相当性の原則」「平等取扱いの原則」「処分手続きの適正」が求められ、事案の態様・被害の程度、初犯・反復性・悪質性、会社の指導教育の状況等々により合理的な理由によって処分の適否が判断されることが一般的です（※処分の適否や正当・不当に関しては民事上の争いとなり、労働局の個別労働紛争解決制度が活用できます）。

特に注意が必要なのは、「**解雇**」の場合ですが、労基法第3条、第19条、第104条のほか、労働組合法や男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、公益通報者保護法などでは、解雇が禁止される場合もあります。

最も重い処分となる「懲戒解雇」であっても、労基法第20条に基づく手続き（解雇の予告又は解雇予告手当の支払い）が必要です（※労働者にその原因がある場合には、所轄労働基準長の解雇予告除外認定を受ける必要がある）。

さらに、労働契約法第16条では「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものと見て、無効とする」という「**解雇権乱用の法理**」がありますので、解雇の判断は特に慎重に考える必要があります。

こちらご参照ください➡

[「適切な労務管理のポイント」](#)



Ⅶ 災害多発第2位「動作の反動、無理な動作」をどう防ぐ？

令和6年の労働災害で最多は「転倒」ですが、次に多いのが「動作の反動、無理な動作」（※主として腰痛）となっており、作業行動に起因する労働災害防止対策として、安全作業手順の作成や教育、リスクアセスメント等のほかにもできることがあります。

岩手産業保健総合支援センターでは、**転倒予防・腰痛予防の職場訪問支援サービス（無料支援）**を行っていますので、ご利用ください。

**健康保持増進のための
職場訪問支援サービスのご案内**

職場でこんな悩みはありませんか？

転倒 腰痛 肩こり

仕事上の「**転倒災害**」や「**腰痛**」等の労働災害防止に向けて理学療法士や健康運動指導士などの専門家を**無料**で派遣し、事業場に合ったサービスを提供します。

無料支援サービスの内容

健康測定・チェック

- 健康度や体力、姿勢の測定 ●バランス、ロコモ度チェック
- 職場環境のチェック ●作業状況から見た転倒防止、腰痛予防対策

社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイス！

- 転倒防止のためのバランス運動 ●腰痛予防のための
- 職場でできるストレッチ体操 ●メタボ改善に向けた
- 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等



転倒防止・腰痛予防の職場訪問支援サービスのご案内

※ご利用が込み合うことが予想されますので、ご利用を希望される場合は、申込み前に岩手産業保健総合支援センター（019-621-5366）にお問い合わせください。

予防の1手目として、「体力測定」をやってみましょう！

I 身体機能計測結果

①2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / sec (身長) = sec
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
身長/歩行時間	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.63	1.64~

②座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は sec / sec
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
(男)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③フットジョナリーテスト（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
(男)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~40	41~

④間接片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は sec
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
(男)	~7	7.1 ~17	17.1 ~35	35.1 ~80	80.1~

⑤間接片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は sec
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
(男)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



セルフチェック票



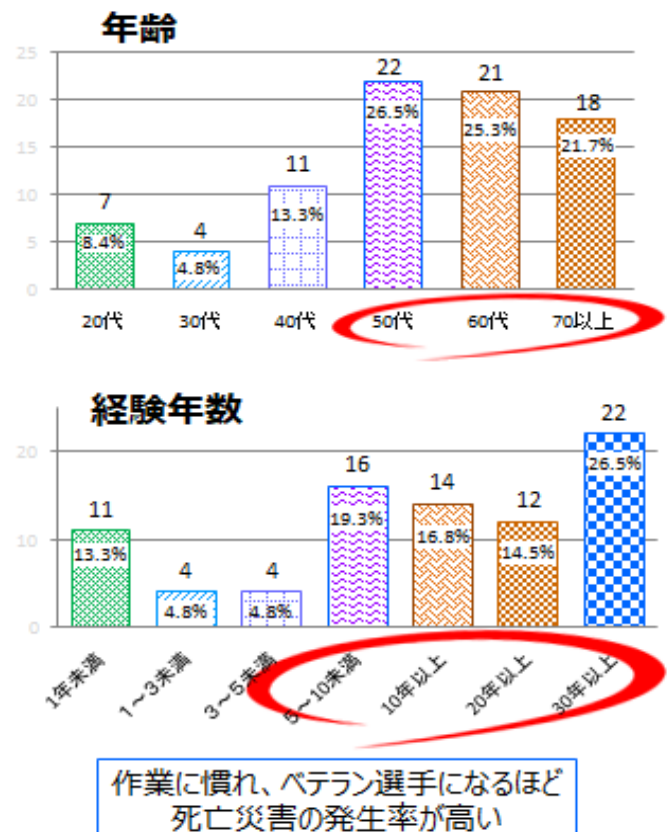
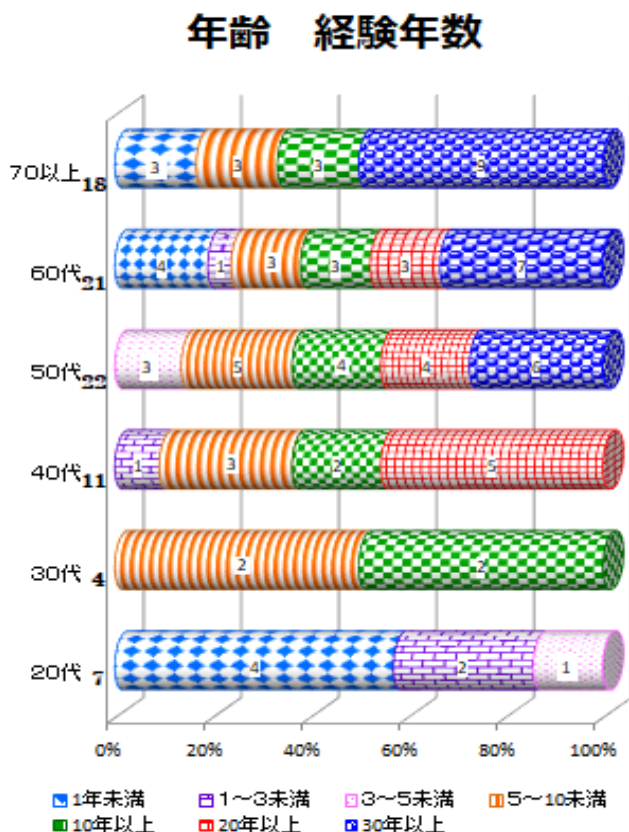
実施マニュアル

エイジフレンドリー補助金も活用！

Ⅷ 死亡災害事例から学ぶ安全対策（その2）

第14次労働災害防止計画期間中（令和5年～6年）、花巻監督管内の死亡災害は9件、岩手県内では21件となっています。

前第13次労働災害防止計画期間中（平成30年～令和4年）、岩手県内で発生した死亡災害（83件）の分析結果から、再発防止対策を探ってみましょう。



IX 業務改善助成金をご活用ください！

厚生労働省
賃金引上げ
を考えるなら

業務改善助成金

令和7年
4月改訂版

を活用しませんか？

この助成金は

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内最低賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大80%最大600万円

申請締切り

■第1期...4/14月～6/13月
(←5/1～6/30の賃上げ)

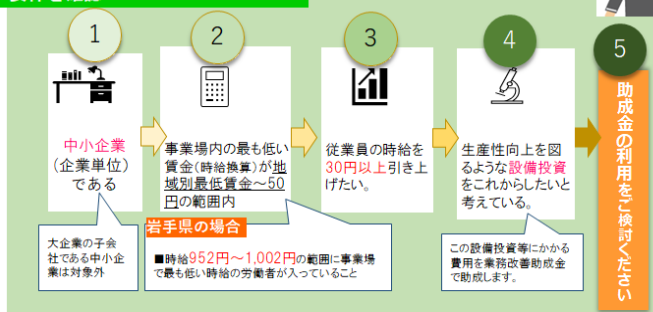
■第2期...6/14月～県最低賃金改正の前日
(7/1～県最低賃金改正の前日までの賃上げ)

※土日祝でも電子申請「0-GRANTS」が可能です。

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。

要件を確認



ご相談前に確認いただきたいポイント

- ① 事業場内が一番低い時給（月給・日給の場合は時給換算）が岩手県最低賃金～50円の範囲内ですか。
※その時給には手当（資格手当や役職手当等）が含まれていますか
- ② この労働者の賃金を①いつ、②何人、③いくら引き上げる予定ですか。
- ③ どのような設備投資等を考えていますか。
それは交付要綱別表第3と交付要領別紙3で助成対象になっていますか。
- ④ 交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ ■申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室
0120-366-440 千020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
受付時間▶平日午前9:00～午後5:00 盛岡第2合同庁舎5F
TEL 019-604-3010

X 産業保健に関する研修のご案内

岩手産業保健総合支援センターでは、産業保健（労働衛生）等に関する研修会を開催しています。

受講は無料、会場に赴き参加するほか、WEBでも参加できます。6月～10月の研修会は以下の予定です。

【労働衛生対策に関する研修】

- 6月 産業医との効果的な連携と活用、衛生委員会の活性化
- 7月 女性特有の健康課題への取組み（※産業保健スタッフ対象）
- 8月 管理栄養士による栄養指導、理学療法士による運動指導
- 8月 産業看護職向け スキルアップ研修
- 9月 アルコール依存症対策、禁煙対策
- 10月 衛生管理者の実務研修

【メンタルヘルス対策に関する研修】

- 6月 メンタル不調者の職場復帰支援について学ぶ（その1）
- 7月 ギャンブル依存症（行動症）対策
- 8月 メンタルヘルスの基礎知識
メンタル不調者の職場復帰支援について学ぶ（その2）
- 9月 自殺予防対策、おとなの発達障害の理解と支援
メンタル不調者の職場復帰支援について学ぶ（その3）
- 10月 メンタル不調者の治療と仕事の両立支援
若年層のメンタルヘルス、ストレスチェックの活用と職場改善

詳しくは、
岩手産業保健総合支援センター
HPをご覧ください。

「研修のご案内」



XI 技能講習修了証の偽造に注意！

登録されている教習機関ではない法人名で、技能講習修了証に類似するものが発行されていることが確認されました。

過去にも、技能講習修了証の偽造事案が確認されています。一定の資格等が必要な作業に従事させる場合は、技能講習修了証など有資格者であることを証明するものの**原本確認を必ず行いましょう！**

厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
令和7年2月12日

【照会先】
千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 小菅 拓也
副主任労働衛生専門官 関 高久
(電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

偽造「技能講習修了証」を使った就業は違法です！
～ 無効な技能講習修了証の回収の呼び掛け ～

労働安全衛生法の規定により、危険・有害業務に従事する場合には、必要な安全衛生に係る教育（技能講習）を修了した者でなければ、労働者を就業させることはできません。

労働安全衛生法に基づく技能講習は、都道府県労働局長に登録されている登録教習機関でなければ行うことはできません。

今回、下記のとおり登録されている教習機関ではない法人名で、技能講習修了証に類似するものが発行されていることが確認されました。

当該修了証は、労働安全衛生法上無効ですので、無効な修了証をお持ちの方で、当該作業に従事される予定の方は、登録されている教習機関において新たに技能講習を受講する必要があります。

千葉労働局長に登録されている登録教習機関については、当局ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

当該修了証をお持ちの労働者自身、労働者の所属する事業者、元請事業者等においても、修了証の記載内容を確認していただき、下記法人名の修了証等無効なものは、最寄りの労働局、労働基準監督署の窓口にご相談いただくとともに、願います。

千葉労働局では、無効な技能講習修了証の所有者へ回収の協力依頼を

(千葉労働局のHPにリンク)



XII 労働保険の年度更新をお早めに！



令和7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月～7.10月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間差を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ

厚生労働省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合・全国社会保険労務士会連合会

- ◆ 申告書の書き方
- ◆ よくある質問 (Q&A)
- ◆ 様式、申告書計算支援ツール 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局 花巻労働基準監督署